

政令第 号

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律施行令

内閣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）第十条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（出願料の免除）

第一条 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（以下「法」という。）第十条第四項の規定により出願料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいう。

以下この条において同じ。）の属する農林水産植物（同法第二条第一項に規定する農林水産植物をいう。）の種類及び当該出願品種の名称

三 申請人が申請に係る出願品種の育成をした者又は当該出願品種の品種登録出願（種苗法第三条第一項

第一号に規定する品種登録出願をいう。次項及び次条において同じ。）をした使用者等（同法第八条第一項に規定する使用者等をいう。次項及び次条において同じ。）のいずれであるかの別

四 出願料の免除を受けようとする旨

2 申請に係る出願品種の品種登録出願をした使用者等が前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る出願品種が従業者等（種苗法第八条第一項に規定する従業者等をいう。次条第二項第一号において同じ。）が育成をした職務育成品種（同法第八条第一項に規定する職務育成品種をいう。同号において同じ。）であることを証する書面

二 申請に係る出願品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めた契約、勤務規則その他の定めの写真

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があったときは、種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を免除するものとする。

（登録料の軽減）

第二条 法第十条第五項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。次号及び次項において同じ。）の品種登録（同法第三条第一項に規定する品種登録をいう。）の番号

三 申請人が申請に係る登録品種の育成をした者又は当該登録品種の品種登録出願をした使用者等のいずれであるかの別

四 登録料の軽減を受けようとする旨

2 申請に係る登録品種の品種登録出願をした使用者等が前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申請に係る登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であることを証する書面

二 申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録出願することを定めた契約、勤務規則その他の定めの写真

3 農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があつたときは、種苗法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

附 則

この政令は、法の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

理 由

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律の施行に伴い、品種登録出願の出願料の免除及び品種登録の登録料の軽減について定める必要があるからである。